

提出年月日 5. 2. 3

受理年月日 5. 2. 3

請 願 第 1 9

紹 介 議 員 関 口 忠 男

石岡市教育委員会スクールバス委託契約の一者随意契約の改善に係る請願

貴職には、日頃より、当市の透明度の高い行政、活力あるまちづくり、また、魅力的なまちづくりにご尽力され誠にありがとうございます。

さて、当市教育委員会からの資料によりますと、柿岡小学校、東小学校、三村小学校、関川小学校のスクールバス委託契約が一者随意契約で落札されています。

当市は、元スポーツ振興課長が、指名業者を自宅に呼び、入札談合をやってしまいました。一者随意契約では、業者の言うがままの値段になってしまい市民・国民の血税を節約した契約を実施することになりません。

これ以上、納税者から疑惑を抱かれ、業者と癒着する原因をつくることのない、入札制度の改革が必要なのです。スクールバスの委託契約は、笠間市、行方市で実施しておりますが、一者随意契約などは行なっておりません。

問題を先送りすることなく、職員が同じ過ちを犯さないよう、この問題を、早急に改善してください。

【委員長報告要旨】

委員からの「請願の中の文言で、『市民・国民の血税を節約した契約を実施することになりません』とうたっているが、教育委員会としては、この点はどのように捉えているか」との質問に対し、執行部からは「競争入札が原則だが、石岡中学校のように経費の削減といった優位性が確認できるのであれば、やむを得ず随意契約ができる、と地方自治法でもうたっており、一概的に随意契約に対して否定的に考えてはいない」との答弁がありました。

そのほか委員からは「場合によっては随意契約でも問題ないということであるので、改善は図るべきであるがこの請願に対しては不採択でいいのではないか」などの意見が出されました。

【結果】

不採択